

2013年10月25日 全5頁

欧州の資産査定とストレステスト

銀行同盟に備えて複雑すぎるバーゼル規制はシンプルになるのか？

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 12

ロンドンリサーチセンター
シニアエコノミスト 菅野 泰夫
研究員 沼知 聡子

[要約]

- 2013年10月23日、欧州中央銀行（ECB）は、域内銀行への資産査定（AQR）およびストレステストを含む包括的審査の詳細を発表した。同審査の目的は、主に銀行セクターの健全性を確認し、必要であれば不良資産の処理を求め、欧州債務危機で失ったステークホルダーから信頼を回復することとしている。同審査は11月から実施し、2014年10月まで1年をかけて完了させるものとしている。ECBによる審査の対象は、ユーロ圏の主要銀行128行（域内銀行資産の85%相当）とされている。
- 銀行同盟の事前準備として、各国間で統一したリスクアセットの基準作りは不可欠といえる。今回の包括的審査の目的のひとつとして、各国間で比較が困難であったリスクベースでの資産審査の標準化が挙げられる。当局検査時に各国間の資産の比較を容易にさせることで銀行監督の一元化に大きく弾みをつけることにある。
- ただし一抹の不安を覚えるのは、いくらローンポートフォリオの精査を行ったところで、国をまたいだ与信リスク管理は困難を伴うことであろう。特に、経済環境、生産性、企業風土、など大きく違う状況を考慮したうえで、不良債権やデフォルト率など各国間で同じ基準で計測することは、さらなる困難を伴う。ましてや、銀行監督を「統合」することの複雑さが、リスクアセットの複雑さを上回っては本末転倒といえる。
- 今回の包括的審査の基準をもとに「統合」ありきで銀行同盟が進められることは、いつか来た道を再び進むことになるであろう。単一通貨ユーロ統合の失敗の本質は公務員天国と揶揄されたギリシャやその「国民性」が怠惰とも言われるイタリアにあるのではなく、そもそも「統合」ありきの議論が先行したことにあるといえる。複雑すぎるバーゼル規制を簡素化するにはまだまだ課題が山積みであり、ECB および EBA には慎重な「統合」へのステップを期待したい。

1. 資産査定 (AQR) とストレステストを含む包括的審査を発表

2013年10月23日、欧州中央銀行(ECB)は、域内銀行への資産査定(AQR: Asset Quality Review)および健全性調査(ストレステスト)を含む包括的審査(Comprehensive Assessment)の詳細を発表した。同審査の目的は、銀行セクターの健全性を確認し、必要であれば不良資産の処理を求め欧州債務危機で失ったステークホルダーからの信頼を回復することとしている。またもうひとつの狙いとして、実施まで1年に迫った銀行監督の一元化(銀行同盟の第1の柱)である、単一監督制度(SSM: Single Supervisory Mechanism)の事前準備との位置づけもある。域内で統一された銀行の資産審査手法を構築し、今後の銀行検査の平準化を図る狙いがあるといえる。

同審査のスケジュールは、まずはAQRを本年11月から実施し、2014年の第1四半期までに資産査定を終了させ(データは2013年12月末時点でのB/S)、2014年第2四半期から、欧州銀行監督機構(EBA)と協力して、ストレステストを実施する。双方の結果は、2014年10月、SSMが稼働開始になる前までに公表し、1年をかけて完了されるものとしている¹。ECBによる審査は、ユーロ圏の主要銀行128行(域内銀行資産の85%に相当)が対象とされている。今回の一連の審査結果により資本の脆弱性を指摘された銀行は、新たに市場からの資本調達が迫られることとなる。

2. 包括的審査の詳細

～3つの柱からなる基本方針と普通株式等Tier1比率8%の閾値～

新たな包括的審査はECBの銀行監督手法として3つの柱で構成されている(図表1)。特にAQRでは、各行資産の徹底調査のみならず、平準・簡素化されたリスクアセットの計測手法を再確立することが期待されている。各国間で比較が困難であったリスクベースでの資産審査の標準化を推進し、当局検査時におけるクロスボーダーでの比較を容易にさせることで、銀行監督の一元化に大きく弾みをつける狙いがある。

特に(事前の報道等で)、ECBがその計測手法の精緻化に注力する資産として挙げられていたのは、①不動産貸出、②中小業向け貸出、③海運貸出(Shipping)、④レガシー資産(金融危機以前のデリバティブポートフォリオおよびレバレッジローン)など広範囲にわたる²。これらのローンポートフォリオは、かつてスペインやギリシャ等の銀行でデフォルト率(PD)や不良債権等の実測が大幅に狂い、多くの銀行の資本不足を引き起こした要因といわれている。過去のリスク過小評価の反省から、今後は、透明性、健全性が低い資産に関しては徹底して健全性の点検を行うとの意気込みが感じられる。各資産の適正でかつ簡素な算定基準(オフセット)を再構築し、ストレステストに繋げたいというECBの意図が見え隠れしている。

¹ 今回の発表では明確なタイムラインへの言及が乏しかったため、2013年5月にECBのメルシュ理事がロンドンで講演した際に発表した内容も含めて、そのスケジュールをまとめている。

² 債務危機により著しい信用悪化を見せるなど、各国で問題となったポートフォリオに焦点が当てられている。

図表 1 包括的審査の3つの柱

<p>1 監督上の リスク評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 流動性やレバレッジ、資金調達など主要リスク要因に関する監督上の査定 ● 量的および質的分析 <p>➢ 流動性やレバレッジおよび資金調達を含む銀行のバランスシートにおけるリスクを対象とする。特に、このリスク評価はフォワードルッキング（将来的）かつ過去に遡った情報に基づく質的および量的分析をまとめるものであり、銀行固有のリスクプロファイルや他行との関係におけるポジション、多数の外部要因に対する脆弱性を査定することを目的としている。ECB と国内監督当局は共同で新たなリスク評価システムの開発を行っており、将来の SSM においてこれは主要な監督ツールとして利用される予定である。</p>
<p>2 資産 査定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● データ品質、資産評価、不良債権、担保評価および引当の評価 ● リスクベースかつ対象を絞ったアプローチをとり、クレジットおよび市場へのエクスポージャーを対象とする <p>➢ 2013年12月31日時点のバランスシートのうち、資産サイドを分析するものである。審査査定は広範に実施され、ソブリンおよび金融機関（インターバンク含む）、法人およびリテールに対するエクスポージャーを網羅する。SSM および非 SSM 加盟国、さらに EU 域外国の借り手に対するエクスポージャーも検討される。銀行勘定およびトレーディング勘定に加え、オンバランスシートおよびオフバランスシートのエクスポージャー（特定の国内で一般に公正妥当と認められている会計原則に対する融資枠、保証および信用デリバティブ）も査定される。資産査定は①ポートフォリオ選定、②実行、③照合（collation）の3つの主要フェーズによって構成される。</p>
<p>3 ストレステスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ストレス下での銀行のショック吸収能力に関するフォワードルッキング（将来的）な見通し ● EBA と協力して実施 <p>➢ ストレス下における銀行のショック吸収能力について、フォワードルッキング（将来的）な見通しを提供することで、資産査定の相補的な役割を果たす。ECB および EBA は、緊密な協力の下、汎欧州での次回ストレステストを実施することで同意している。ストレステストの詳細、方法論や利用されるシナリオ、対応する資本閾値については順次合意がなされる予定。</p>

(出所) ECB 資料により大和総研作成

ECB は、過去 2 回のストレステストでは、欧州銀行セクターの回復には繋がらなかった反省がある。今回のストレステストが銀行同盟を控えた欧州の銀行にとって、健全性を示す最後の機会になる可能性が高いと認識していた。さらに事前に（今回のストレステストをサポートする）EBA が、銀行勘定におけるリスクウェイトの統一的な定義やガイドラインの草案を発表していただけに、今回の発表では、3 回目を迎えるストレステストの詳細も明らかされると期待されていた。

しかし実際には、事前の期待とは裏腹に、今回は審査対象となる資産も曖昧な表現に留まり、

特段目新しい事実は公表されていない。特に採用するシナリオの提示や、具体的にどの資産を対象とするかなど、詳細な実施方法などの発表は見送られたため、各行の担当者にとっては不満が残る内容であったといえる。唯一目新しい内容としては、ストレステストでの目標とされる閾値が普通株式等 Tier1 比率の 8% に定義されたことであろう³。来年から欧州でも導入されるバーゼルⅢでは普通株式等 Tier1 比率のフロアが 7%（ベースの 4.5% に加え、2.5% の資本保全バッファ）であることを考慮すると、SSM の下では 1% のサーチャージが追加されたことを意味する（1% の根拠は不明）。このことは、各国へのバーゼルⅢルールの落とし込みに大きな影響を与える可能性が高く、欧州の銀行セクターへのさらなる資本調達への圧力が増幅したといえよう（事実上、大手行は 8% が閾値となりうる可能性が高い）。現に、ドイツ、フランス、イタリアを初めとした欧州の各国の株価指数はセンシティブに反応し、発表当日の 23 日はほぼ全面安の展開となった。

3. 資産査定の評価は有効か（まとめにかえて）

～国の違い、資産規模の違いを克服できるのかは疑問～

無論、銀行監督の一元化を図るためには、各国間での統一したリスクアセットの基準作りは不可欠といえる。ただし一抹の不安を覚えるのは、いくらローンポートフォリオの精査を行ったところで、国をまたいだ与信リスク管理は困難を伴うという事だ。例えば各国特有のローンポートフォリオ（地場貸出の住宅ローン等）のように、現段階でも各行でリスクベースでの計測に大きなばらつきがある⁴資産を無理やり統一することはむしろ不自然に映る。例えるなら不動産貸出のリスクアセットの算定をフランスとスペインで統一することは容易ではないということだ。さらに難航が予想されるのは、銀行監督の一元化の対象は、今回審査対象とした直接 ECB が管轄する 128 の大手行だけでなく、地域金融機関も全てを含んだ域内約 6000 の銀行も含まれるため、異なる資産規模の銀行同士のリスクアセット基準を統一することである⁵。すなわち、ドイツの大手投資銀行とポルトガルの地銀を同一の基準で監督する可能性すらありえてしまう。

経済環境や生産性、企業風土など国や地域により大きく違う状況を考慮したうえで、銀行融資における不良債権の定義やデフォルト率など各国間で比較することは困難を伴う。無論、個別行の査定方法に関しても、ローンポートフォリオの質も大きく異なるため、統一した審査基準がそもそもありえるのかという疑問が残るであろう。また信用リスクだけでなく、金利リス

³ 2014 年 1 月 1 日付の資本定義を採用、すなわちバーゼルⅢでの計測を求めている。過去のストレステストの閾値は普通株式等 Tier1 比率の定義がバーゼルⅢルールと異なっていたため混乱が生じたことへの反省と思考される。

⁴ たとえば日本では住宅ローンのリスクウェイトは 35%～75% 程度のばらつきがあり、抵当権が完全に保全されている条件でなければ 35% まで低減できない事情がある。日本の地方銀行では 35% と認定されるのは総貸出の 3 割程度といわれている。さらに内部格付手法ではスロテイングクライテリア等の分けも存在し、原資産によって大きくリスクウェイトが異なるケースなども指摘される。

⁵ 現にメガバンクと地銀とでは原資産やリスクアセットに大きな違いが存在するため、同じ資産査定基準を当てはめることは困難。たとえ公式を作成したところで、それを良く理解した当局検査を担当する人員を十分な数確保することは更に難しい。

クに関する統一的な基準作りも必須であり、どのように審査を行うのか課題も多いといえる。ましてや、銀行監督を「統合」することの複雑さが、リスクアセットの複雑さを上回っては本末転倒といえる。

単一通貨ユーロ統合に続き、銀行監督の統合をめざすこと自体は悪いことではない。ただしユーロ統合で欧州債務危機を経験した教訓として忘れてはならないのは、失敗の本質は公務員天国と揶揄されたギリシャやその「国民性」が怠惰とも言われるイタリアにあるのではなく、そもそも「統合」ありきの議論が先行したことにあるといえる。今回の包括的審査の基準をもとに「統合」ありきで銀行同盟が進められることは、いつか来た道を再び進むことになるであろう。複雑すぎるバーゼル規制を簡素化するにはまだまだ課題が山積みであり、ECB および EBA には慎重な「統合」へのステップを期待したい。

(了)